

世田谷区砦・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告事業実施要領

令和6年3月11日

5世交政第170号

(趣旨)

第1条 この要領は、世田谷区広告掲載要綱（平成20年9月1日20世広第70号。以下「掲載要綱」という。）及び世田谷区広告掲載基準（平成20年9月1日政策経営部長決定。以下「掲載基準」という。）に基づき、世田谷区（以下「区」という。）が実施する砦・大蔵地区予約制乗合ワゴンに関する広告募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、掲載要綱において定める意義による。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載については、掲載基準を遵守するものとする。

(広告の規格、数量、掲載位置、掲載期間及び掲載料金)

第4条 広告の掲載規格、数量、位置、掲載期間及び掲載料等詳細については、別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、区ホームページ等での周知により行う。

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載希望者は、「世田谷区砦・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告掲載申込書」（第1号様式。以下「申込書」という。）、及び以下に定める必要書類をとりまとめ、期限までに区へ提出するものとする。

- (1) 広告掲載に係る法人等の概要（業務内容を含む）を確認することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第7条 区は、申込書提出日より概ね2週間以内に、掲載要綱及び掲載基準の定めるところにより広告掲載の可否を判断し、掲載することを決定したとき

は「世田谷区砧・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告掲載決定通知書（第2号様式）」により、掲載しないことを決定したときは「世田谷区砧・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告不掲載通知書（第3号様式）」により、申込書を提出した者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、掲載が可能であると判断する広告が第4条により定める広告枠数を超える場合は、掲載基準第7条に定める優先順位が上位のものを掲載することとし、同順位のものがある場合は、長期間の広告を優先する。期間も同一である場合は、抽選により掲載を決定する。

（広告掲載料の納付）

第8条 区は、広告を掲載することが決定した掲載希望者（以下「広告主」という。）へ納入通知書を発行し、区の指定する期日までに広告掲載料を一括して前納させるものとする。

（広告掲載料の返還）

第9条 納付された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができない場合には、区は納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第10条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、書面を添えて申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

（広告原稿の作成）

第11条 広告主は広告原稿を作成し、区が指定する期日までに広告原稿を区へ提出するものとする。広告原稿の作成に要する費用は広告主が負担するものとする。

（広告原稿の内容）

第12条 区は、広告主の広告原稿提出後、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反する恐れがあると判断したとき、また掲載要綱、掲載基準に接触していると判断したときは、広告主に対し、広告内容等の変更を求めるものとする。

- 2 前項の場合において、校正における広告内容等の修正に要する費用は広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取消)

第13条 区は、次のいずれかに該当する場合には、広告を掲載することの決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告主が前条に定める区の求めに応じないとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が不適當であると区が認めたとき

- 2 区は、前項の規定により掲載することの決定を取り消したときは、世田谷区砦・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告掲載決定取消通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者より、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第15条 本実施要領の施行に関し必要な事項は、道路・交通計画部交通政策課長が別に定める。

附 則（令和6年3月11日5世交政第170号）

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

附 則（令和7年2月21日6世交政第203号）

この要領は、令和7年3月14日から施行する。